

身体障害者手帳の交付について

■身体障害者手帳取得までの流れ

手帳の取得にあたっては身体障害者福祉法の指定医が記載した診断書・意見書が必要です。
事前に必ず主治医とご相談ください。

1 所定の診断書の作成

区役所窓口で診断書・意見書の様式をお渡ししております。また横浜市のホームページからダウンロードできます。診断書・意見書は身体障害者福祉法の指定医による記載が必要です。

2 申請

(※平成 28 年 1 月から、身体障害者手帳交付申請には個人番号(マイナンバー)が必要です。)

申請窓口：お住いの各区福祉保健センター

(申請についてのお問い合わせは各区福祉保健センターへご連絡ください)

ご本人が申請する場合

- ・顔写真(たて 4 cm、よこ 3 cm、1 年以内に撮影したもの)
- ・身体障害者診断書・意見書(身体障害者福祉法の指定医が作成したもの)
- ・本人確認書類(免許証、保険証等)

代理人が申請する場合

- ・顔写真(たて 4 cm、よこ 3 cm、1 年以内に撮影したもの)
- ・身体障害者診断書・意見書(身体障害者福祉法の指定医が作成したもの)
- ・窓口いらした方の本人確認書類(免許証、保険証等)
- ・代理権が確認できる書類(委任状等)

3 交付

期間：申請後、概ね 1 か月半から 2 か月程度かかります。

連絡：区役所から郵送等で通知します。その際に受け取り時の持ち物を御確認ください。